

目的別インデックス

こんなとき	ひつよう てつづ 必要な手続き・しなければならないこと	とど できき 届け出先など	ページ		
にほん せいかつ 日本での生活 をはじ めるとき	じゅうきょち とどけで 居住地の届出	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	28		
	まいなんばーかーど または つうちかーど マイナンバーカード または 通知カード		30		
	こくみんけんこうほけん 国民健康保険		10		
	こくみんねんきん 国民年金		63		
ひっこ 引越するとき	てんしゅつ てんにゅうとどけ てんきょとどけ 転出・転入届 (*転居届) こくみんけんこうほけん 国民健康保険	す じゅうち し く ちょうそん あら じゅうきょち し く ちょうそん 住んでいた市区町村と新たな居住地の市区町村 (*転居届は同じ市区町村)	18		
しゅつこく 出国するとき	いちじしゅつこく 一時出国	しゅつこくにゅうこくざいりゅうかんにきょく 出入国在留管理局	31		
	きこく 帰国	さいにゅうこくきょか 再入国許可・みなし再入国許可制度	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	18	
		ぜいきん ぜいさん 税金の精算			
		かいがいてんしゅつとどけ 海外転出届			
		こくみんけんこうほけん だったい 国民健康保険の脱退 こくみんねんきん だったい 国民年金の脱退			
ざいりゅうかーど へんきやく 在留カードの返却	しゅつこく じ しゅつこくにゅうこくしんさかん へんきやく 出国時に出入国審査官へ返却				
けっこん 結婚するとき	ふうふ 夫婦のどちらか が日本人	ごんいんとどけ 婚姻届	きょじゅうち し く ちょうそん にほんじん ほんせきち し く ちょうそん 居住地の市区町村または日本人の本籍地の市区町村 しゅつこくにゅうこくざいりゅうかんにきょく 出入国在留管理局	33	
	ふうふ がい 夫婦ともに外 国籍	ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更			じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館
		ほんこく とどけで 本国への届出			じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館
		ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更			しゅつこくにゅうこくざいりゅうかんにきょく 出入国在留管理局
りこん 離婚するとき ★	ふうふ 夫婦のどちらか が日本人	りこんとどけ 離婚届	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村 じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館	35	
	ふうふ がい 夫婦ともに外 国籍	ほんこく とどけで 本国への届出			じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館
		—			じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館
にんしん 妊娠したとき	ほ しけんこうていこう こうふ 母子健康手帳の交付	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	43		
こどもが 生まれたとき	しゅつせいとどけ 出生届	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	44		
	ざいりゅうしかくしゅとく 在留資格取得	しゅつこくにゅうこくざいりゅうかんにきょく 出入国在留管理局			
	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館			
な 亡くなったとき ★	しぼうとどけ 死亡届	しぼうち とどけでん きょじゅうち し く ちょうそん 死亡地または届出人の居住地の市区町村	37		
	ざいりゅうかーど へんきやく 在留カード返却	しゅつこくにゅうこくざいりゅうかんにきょく 出入国在留管理局			
	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館			
★	ちゅうちゅうざいりゅうしゃ はいぐうしゃ かそくだいざい とくていかつどう は にほんじん はいぐうしゃとう およ えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく 中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動(ハ)」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格 をもって在留する人が、配偶者と離婚又は死亡した場合は、14日以内に地方出入国在留管理局への出頭又は東京出入国 在留管理局への郵送により法務大臣に届ける。				